

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市左京区静市野中町他地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	道路トンネル定期点検等業務委託(二ノ瀬トンネル他)		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課(所)名	土木管理課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

道路トンネル定期点検等				トンネル	9
状態の把握(点検)	万m2	5.94	対策工の検討	トンネル	2
状態の把握(重点監視)	万m2	1.02	健全性の診断	トンネル	9
報告の書作成	トンネル	9	定期点検記録様式の作成	万m2	6.96

委 託 理 由

本業務は、道路法施行規則第4条の5の6に基づいて行う点検であり、トンネルの状態を把握、診断し、必要な措置を特定するための情報を得るために行う点検である。また、前回点検において重点監視を行うこととなったトンネルにおいて、近接目視による点検を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年5月
歩掛適用年月	2025年5月
基準適用年月	2025年5月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	構成費目の区分	備考
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	計画準備			トンネル	98,730	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	資料収集整理			トンネル	62,450	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	現地踏査			トンネル	62,450	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	関係機関協議			トンネル	56,940	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	状態の把握(点検)	ひび割れ密度(m/m2): $0 \leq C \leq 0.1$		万m2	599,520	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	状態の把握(点検) 【夜間】	ひび割れ密度(m/m2): $0 \leq C \leq 0.1$		万m2	661,511	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	健全性の診断			トンネル	102,180	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	報告書作成			トンネル	125,790	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	定期点検記録様式の作成	ケース3		万m2	421,940	直接人件費	
道路トンネル定期点検	道路トンネル定期点検	対策工の検討			トンネル	188,150	直接人件費	概算工事費算出含む
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	計画準備			トンネル	98,730	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	資料収集整理			トンネル	62,450	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	現地踏査			トンネル	62,450	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	関係機関協議			トンネル	56,940	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	状態の把握(重点監視)	ひび割れ密度(m/m2): $0 \leq C \leq 0.1$		万m2	599,520	直接人件費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	構成費目の区分	備考
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	状態の把握(重点監視) 【夜間】	ひび割れ密度(m/m2):0≦C≦0.1		万m2	661,511	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	健全性の診断			トンネル	102,180	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	報告書の作成			トンネル	125,790	直接人件費	
道路トンネル点検	道路トンネル点検(重点監視)	定期点検記録様式の作成	ケース3		万m2	421,940	直接人件費	
直接経費	機械経費	機械経費(トンネル点検車)	トラック架装型・伸縮フォーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m		台日	53,400	直接経費	運転手,燃料含む
直接経費	機械経費	機械経費(トンネル点検車) 【夜間】	トラック架装型・伸縮フォーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m		台日	65,150	直接経費	運転手,燃料含む
直接経費	機械経費	機械経費(規制標識車)			台日	50,000	直接経費	運転手,燃料,規制資材含む
直接経費	機械経費	機械経費(規制標識車) 【夜間】			台日	63,000	直接経費	運転手,燃料,規制資材含む

業務委託料内訳書

業務名	道路トンネル定期点検等業務委託(二ノ瀬トンネル他)				業 項	種 目	土木設計業務 道路施設点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路施設点検		式	1					
道路トンネル定期点検		式	1					
道路トンネル定期点検		式	1					
計画準備		トンネル	2					
資料収集整理		トンネル	2					
現地踏査		トンネル	2					
関係機関協議		トンネル	2					
状態の把握(点検)	ひび割れ密度(m/m2):0≦C≦0.1	万m2	1.41				二ノ瀬トンネル	
状態の把握(点検) 【夜間】	ひび割れ密度(m/m2):0≦C≦0.1	万m2	4.53				京北トンネル	
健全性の診断		トンネル	2					
報告書の作成		トンネル	2					
定期点検記録様式の作成	ケース3	万m2	5.94					
対策工の検討		トンネル	2				概算工事費算出含む	

業務委託料内訳書

業務名	道路トンネル定期点検等業務委託(二ノ瀬トンネル他)				業 項	種 目	土木設計業務 道路施設点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路トンネル点検		式	1					
道路トンネル点検(重点監視)		式	1					
計画準備		トンネル	7					
資料収集整理		トンネル	7					
現地踏査		トンネル	7					
関係機関協議		トンネル	7					
状態の把握(重点監視)	ひび割れ密度(m/m2):0≦C≦0.1	万m2	0.75					
状態の把握(重点監視) 【夜間】	ひび割れ密度(m/m2):0≦C≦0.1	万m2	0.27					
健全性の診断		トンネル	7					
報告書の作成		トンネル	7					
定期点検記録様式の作成	ケース3	万m2	1.02					
共通		式	1					
共通(設計業務)		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	道路トンネル定期点検等業務委託(二ノ瀬トンネル他)					業 項 種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
打合せ等		式	1					
打合せ	中間2回	業務	1				内 1号	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
機械経費		式	1					
機械経費(トンネル点検車)	トラック架装型・伸縮アーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m	台日	9				運転手, 燃料含む	
機械経費(トンネル点検車) 【夜間】	トラック架装型・伸縮アーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m	台日	14				運転手, 燃料含む	
機械経費(規制標識車)		台日	7				運転手, 燃料, 規制 資材含む	
機械経費(規制標識車) 【夜間】		台日	8				運転手, 燃料, 規制 資材含む	
機械経費(投光機材)	状態の把握(点検)及び状態の把握(重点監視)の直接人件費の3%	式	1				内 2号	
安全費		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	道路トンネル定期点検等業務委託(二ノ瀬トンネル他)				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	2				
交通誘導警備員 【夜間】	交通誘導警備員A	人日	6				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	26				
交通誘導警備員 【夜間】	交通誘導警備員B	人日	48				
直接原価（その他原価除く）		式	1				
その他原価		式	1				内 3号
一般管理費等		式	1				内 4号
設計業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
設計業務委託料		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	打合せ	中間2回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	機械経費(投光機材)	状態の把握(点検)及び状態の把握(重点監視)の直接人件費の3%					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	投光機材		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

特記仕様書

委託業務名 道路トンネル定期点検等業務委託（二ノ瀬トンネル他）

履行場所 京都市左京区静市野中町他地内

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「道路トンネル定期点検要領（令和6年3月 国土交通省 道路局）」、「道路トンネル維持管理便覧【本體工編】（令和2年8月 （社）日本道路協会）」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第2条 業務の目的

本業務は、道路法施行規則第4条の5の6に基づいて行う点検であり、トンネルの状態を把握、診断し、必要な措置を特定するための情報を得るために行う点検である。また、前回点検において重点監視を行うこととなったトンネルにおいて、近接目視による点検を行うものである。

第3条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。
- 3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第4条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第5条 打合せ等

- 1 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。ただし、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- 2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。

第6条 業務の内容

1 道路トンネル定期点検【二ノ瀬トンネル、京北トンネル】

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務内容の確認及び施工体制の確保を行い、貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

(2) 資料収集整理

業務計画書及びトンネル毎の点検実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

(3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状等の発生状況を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

また、本業務履行中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承諾を得なければならない。

なお、受注者は、本業務の履行に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で復旧し、すみやかに監督員に報告すること。

(4) 状態の把握（点検）

「道路トンネル定期点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診、応急措置等を含む）にて行う。

当該の道路トンネルの点検においては、3回目の定期点検であるため打音検査範囲については、「道路トンネル定期点検要領」を参考にするものとする。また、附属物を取り付けるボルト、ナット等に対しても近接目視点検を実施することを基本とする。なお、附属物を取り付けるボルト、ナット等には合いマークが設置されていることを確認し、必要に応じて上書き等を行ったうえ、写真にて監督員に提出すること。

※附属物の点検時に、想定されるボルト・ナットを持参し、緩み、脱落があった場合には原則として、その場で締め直し等の措置を行い、措置後の状態で健全度の判定を行うこと。

(5) 健全性の診断

① 状態の把握と次回定期点検までの措置の必要性について所見を示すとともに、総合的な診断を行う。トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断を行う。また、応急対策および本対策の必要性およびその緊急性の判定を行う。

② 変状毎および覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状のうち最も評価の厳しい変状等の評価を採用し、その覆工スパン単位での健全性とする。

さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の低い健全性を採用し、そのトンネル単位の健全性とする。

- ③ 付属物等の取付状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地に於いて判定区分を用いて行う。
- ④ 点検実施後は受注者にて判定した健全度を基に、監督員と最終判定の協議を行い、診断結果をまとめるものとする。

(6) 定期点検記録様式・報告書の作成

① 定期点検記録様式の作成（ケース３）

状態の把握（点検）及び健全性の診断をもとに「道路トンネル記録様式」及び「道路トンネル定期点検記録様式」をMicrosoft Excelにて作成し記録するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

なお、Microsoft Excelで作成した定期点検記録様式については、電子媒体でも納品すること。

② 報告書等作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

(7) 対策工の検討（概算工事費算出含む）

点検結果を踏まえ、トンネルごとに、今後の調査または対策工実施の優先順位を定め、詳細調査計画及び対策工を検討し、概略図面、概算調査費及び概算工事費を提案する。

2 道路トンネル点検（重点監視）【清滝トンネル、落合トンネル、宝池トンネル、大山トンネル、中川トンネル、杉の里トンネル、大布施トンネル】

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務内容の確認及び施工体制の確保を行い、貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

(2) 資料収集整理

業務計画書及びトンネル毎の重点監視実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

(3) 現地踏査

重点監視に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状等の発生状況を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

また、本業務履行中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承諾を得なければならない。

なお、受注者は、本業務の履行に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で復旧し、すみやかに監督員に報告すること。

(4) 状態の把握（重点監視）

前回点検においてⅡa 判定となり、重点監視を行うこととなった覆工スパンにおいて、「道路トンネル定期点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診、応急措置等を含む）にて行う。

附属物を取り付けるボルト、ナット等に対しても実施することを基本とする。なお、附属物を取り付けるボルト、ナット等には合いマークが設置されている事を確認し、必要に応じて上書き等を行ったうえ、写真にて監督員に提出すること。

※ 附属物の点検時に、想定されるボルト・ナットを持参し、緩み、脱落があった場合には原則として、その場で締め直し等の措置を行い、措置後の状態で健全度の判定を行うこと。

(5) 健全性の診断

- ① 状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。
トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断を行う。また、応急対策および本対策の必要性およびその緊急性の判定を行う。
- ② 変状毎および覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状のうち最も評価の厳しい変状等の評価を採用し、その覆工スパン単位での健全性とする。
さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の低い健全性を採用し、そのトンネル単位の健全性とする。
- ③ 附属物等の取付け状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地に判定区分を用いて行う。
- ④ 点検実施後は受注者にて判定した健全度を基に、監督員と最終判定の協議を行い、診断結果をまとめるものとする。

(6) 定期点検記録様式・報告書の作成

- ① 定期点検記録様式の作成（ケース 3）
状態の把握（点検）及び健全性の診断をもとに「道路トンネル記録様式」及び「道路トンネル定期点検記録様式」をMicrosoft Excelにて作成し記録するものとする。
また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。
なお、Microsoft Excelで作成した定期点検記録様式については、電子媒体でも納品すること。
- ② 報告書等作成
点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

第7条 点検箇所及び点検時間

本業務で実施する定期点検及び重点監視の箇所及び点検時間を次表及び箇所図に示す。

夜間の点検時間帯は21時～6時（1時間の休憩を含む）とする。

1 道路トンネル定期点検箇所

	名称	場所	延長	覆工面積	点検時間
①	二ノ瀬トンネル	京都市左京区静市野中町他	828m	14,071m ²	昼間
②	京北トンネル	京都市右京区京北細野町他	2,313m	45,302m ²	夜間

2 道路トンネル点検（重点監視）箇所

	名称	場所	延長	重点監視面積	全覆工面積	点検時間
③	清滝トンネル	京都市右京区嵯峨清滝深谷町他	497m	1,871m ²	5,654m ²	夜間
④	落合トンネル	京都市右京区嵯峨水尾鳩ヶ巣他	73m	851m ²	892m ²	夜間
⑤	宝池トンネル	京都市左京区松ヶ崎榎実ヶ芝他	265m	587m ²	5,087m ²	昼間
⑥	大山トンネル	京都市右京区京北下宇津町他	341m	2,532m ²	5,710m ²	昼間
⑦	中川トンネル	京都市北区中川中山他	1,582m	779m ²	28,342m ²	昼間
⑧	杉の里トンネル	京都市右京区梅ヶ畑川東他	402m	3,397m ²	6,844m ²	昼間
⑨	大布施トンネル	京都市左京区大布施町他	116m	153m ²	2,082m ²	昼間

第8条 関係機関協議

点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

点検の際の隣接する地元関係者（警察・官公庁等も含む）との協議、実施区域、実施時間、実施日等に関する事項については、受注者独自で判断せず、必ず監督員に報告し確認を受けること。

また、本業務においては、受注者において道路使用許可を取得し、業務を実施するものとする。

第9条 交通誘導警備員

1 受注者は警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督

職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人 数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
二ノ瀬トンネル	6名	交通誘導警備員B 6名	昼間	無
京北トンネル	8名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 7名	夜間	無
清滝トンネル	3名	交通誘導警備員B 3名	夜間	無
落合トンネル	3名	交通誘導警備員B 3名	夜間	無
宝池トンネル	3名	交通誘導警備員B 3名	昼間	無
大山トンネル	3名	交通誘導警備員B 3名	昼間	無
中川トンネル	4名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 3名	昼間	無
杉の里トンネル	3名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 2名	昼間	無
大布施トンネル	3名	交通誘導警備員B 3名	昼間	無

第10条 保安施設

- 1 標示施設等、保安施設の設置については、「道路工事保安施設設置基準（案）」等を参考に
するものとし、保安施設設置図を業務計画書に記載すること。
また、履行区間については、A型バリケードやカラーコーン等で適切な位置にて、囲い
込み、起終点には、回転灯を設置するなど、履行区間を明示すること。
- 2 予告標示板・協力依頼板・黄色回転灯・工事灯・矢印標示板・工事標示板・バリケード
（固定すること）を設置するなど、交通誘導警備員を配置し現場の安全対策に努めること。
- 3 点検時は、通行者、住民の安全確保を図るために、保安施設（標示看板、バリケード、注
意灯、黄色回転灯、交通誘導警備員）を適切に配置し、安全な交通を確保するように努める
こと。
- 4 通行車両、通行者及び地元住民とのトラブルがないように事前に周知し、交通が円滑に流
れるように努めること。
- 5 保安施設については、常時点検を行い、設置不要となった看板は速やかに撤去すること。
また、看板を設置する場合、交通の影響にならない場所かつ沿道から苦情が出ないよう適切
な位置に強固に設置すること。
- 6 交通処理及び標識類の配置については、着手前に配置図を提出し監督員の承諾を得るこ
と。

第 11 条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

道路トンネル定期点検等業務委託（二ノ瀬トンネル他）箇所図

